

# 飯豊町産地復旧・農機具特別支援

## 1 概要

- 令和4年8月大雨被害では、町内で農業被害が集中して発生し、農産物のみならず農機具も浸水被害を受け、地域農業の存続が危がまれる状況となっている。
- 今後も産地を支えていく中心的な農業者に対し、農機具の再取得や修理に要する経費の一部を支援するものである。

## 2 事業内容

- (1) 対象災害 ○ 令和4年8月の大雨
- (2) 実施主体 ○ 人・農地プランに位置付けられた中心経営体、  
又は産地を支えていく中心的な経営体として 町長が認める農業者  
※ 町長が認める農業者は、10年後の農業経営の継続意向を示している者とする
- (3) 対象経費 ○ 対象災害により被災した農機具（中古も可）の再取得や修理に要する経費  
※①農業用に限定されないもの、②運搬及び処分に要する経費は対象外
- (4) 補助額 ○ 対象経費の 1 / 2（県 1 / 3、飯豊町 1 / 6）又は150万円（県100万円、飯豊町 50万円）のいずれか低い額を基本  
○ ただし、対象経費から共済金等を除いた額の範囲内で補助

①農業用に限定されない汎用性のある機械は対象外  
(例)軽トラック、除雪機等

共済金等とは・・・  
⇒農機具共済等により農機具の再取得等  
に対して支払われる額

- (5) 事業要件 ○ 再取得等した農機具は農機具共済等へ加入すること  
※浸水被害が補償されること（農機具共済では総合共済）  
※加入を証する書類の提出必要

